

奈財財第118号
平成30年2月27日

総務大臣 野田 聖子 殿

奈良市長 仲川 元 庸

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
経営健全化計画を定めないことについて（報告）

本市は、下記の理由により、経営健全化計画を定めないこととしたので、報告します。

記

第1 資金不足比率の状況

（単位：％）

年度 資金不足比率	当該年度の前年度 （平成27年度）	当該年度 （平成28年度）	当該年度の翌年度 （平成29年度）
資金不足比率 （針テラス事業特別会計）	0	※	0

備考

資金不足比率を「※」と記載しているのは、事業規模が0のため資金不足比率が算定されないことを示す。

第2 経営健全化計画を定めないと判断した理由

針テラス事業会計については、営業収入が土地使用料のみというその運営形態より、平成29年度決算からは公営企業として取り扱わないとすることで、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第1項の規定に準ずるものとして、経営健全化計画を策定しないものとする。